

香川県条例第22号

香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

香川県事務処理の特例に関する条例（平成11年香川県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前																											
(市町が処理する事務の範囲等) 第2条 略		(市町が処理する事務の範囲等) 第2条 別表第1の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。																											
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>市 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～37 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>38 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(1)～(4) 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5)～(16) 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>39～41 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>42 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(1) 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		事 務	市 町	1～37 略		38 略	略	(1)～(4) 略		(5)～(16) 略		39～41 略		42 略	略	(1) 略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>市 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～37 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>38 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(4) 略 <u>(5) 法第39条の2第2項ただし書の規定による許可</u> (6)～(17) 略</td> <td>高松市</td> </tr> <tr> <td>39～41 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>42 農地法（昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可 (2) <u>法第4条第3項（法第4条第6項並びに第5</u></td> <td>高松市</td> </tr> </tbody> </table>		事 務	市 町	1～37 略		38 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(4) 略 <u>(5) 法第39条の2第2項ただし書の規定による許可</u> (6)～(17) 略	高松市	39～41 略		42 農地法（昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可 (2) <u>法第4条第3項（法第4条第6項並びに第5</u>	高松市
事 務	市 町																												
1～37 略																													
38 略	略																												
(1)～(4) 略																													
(5)～(16) 略																													
39～41 略																													
42 略	略																												
(1) 略																													
事 務	市 町																												
1～37 略																													
38 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(4) 略 <u>(5) 法第39条の2第2項ただし書の規定による許可</u> (6)～(17) 略	高松市																												
39～41 略																													
42 農地法（昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可 (2) <u>法第4条第3項（法第4条第6項並びに第5</u>	高松市																												

<p>(2) 法第4条第8項及び第5条第4項の協議 (3) 法第4条第9項 (法第5条第5項において準用する場合を含む。) の規定による意見の聴取 (4)～(9) 略</p>		<p>条第3項及び第5項において準用する場合を含む。) の規定による意見の聴取 (3) 法第4条第5項及び第5条第4項の協議 (4) 法第49条第1項の規定による立入調査、測量並びに物件の除去及び移転 ((1)及び(7)に掲げる事務に係るものに限る。) (5) 法第49条第3項の規定による通知及び公示 (6) 法第50条の規定による報告の徴収 ((1)及び(7)に掲げる事務に係るものに限る。) (7) 法第51条第1項の規定による処分及び命令 (8) 法第51条第3項の規定による措置及び公告 (9) 法第51条第4項及び第5項の規定による費用の徴収 (10) 法附則第2項の規定による協議</p>	
<p>42の2 略</p>	<p>略</p>	<p>42の2 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律 (平成22年法律第67号。以下この項において「法」という。) 及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令 (平成23年政令第15号。以下この項において「政令」という。) に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第5条第7項 (法第6条第4項において準用する場合を含む。) 及び第7条第5項 (法第8条第4項において準用する場合を含む。) の規定による協議及び同意 (2) 政令第1条の規定による意見の聴取</p>	<p>高松市</p>
<p>42の3 略 (1) 法第7条第4項第1号 (法第8条第4項にお</p>	<p>略</p>	<p>42の3 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律 (平成25年法律第81号。以下この項において「法」という。) に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第7条第4項第2号 (法第8条第4項にお</p>	<p>高松市</p>

いて準用する場合を含む。)の規定による協議及び同意

(2) 略

43～55 略

備考 42の項から42の3の項までに掲げる事務については、4ヘクタールを超える農地の転用及び転用のための権利移動（当該農地と併せて採草放牧地について行う権利移動を含む。）に係るものを除く。

いて準用する場合を含む。)の規定による協議及び同意

(2) 法第7条第9項第1号（法第8条第4項において準用する場合を含む。）の規定による協議

(3) 法第7条第11項第1号（法第8条第4項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取

43～55 略

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第41条第2項本文の規定による意見の聴取の事務は、高松市が処理することとする。